

北部大阪都市計画山手台東町地区地区計画

1. 地区計画の方針

名 称	山手台東町地区地区計画	
位 置	山手台東町地内	
面 積	約3.9ha	
区域の整備開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	<p>当地区は、茨木市の山麓部に位置し、自然と調和した低層住宅地の形成を目的として、計画的に開発された地域である。</p> <p>このような状況の下、地区計画により、ゆとりと潤いのある居住環境の維持・保全を行い、緑あふれる優れたまちなみを育成することを目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>良好な低層住宅地としての環境を維持・保全するとともに、敷地内の緑化に努め、緑豊かな市街地環境の形成を誘導する。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>地区内に配置されている緑地については、その機能の維持・保全に努める。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>建築物の用途、規模などの制限を行うことにより、良好な居住環境の形成を図る。</p>

「地区計画の区域は計画図表示のとおり」

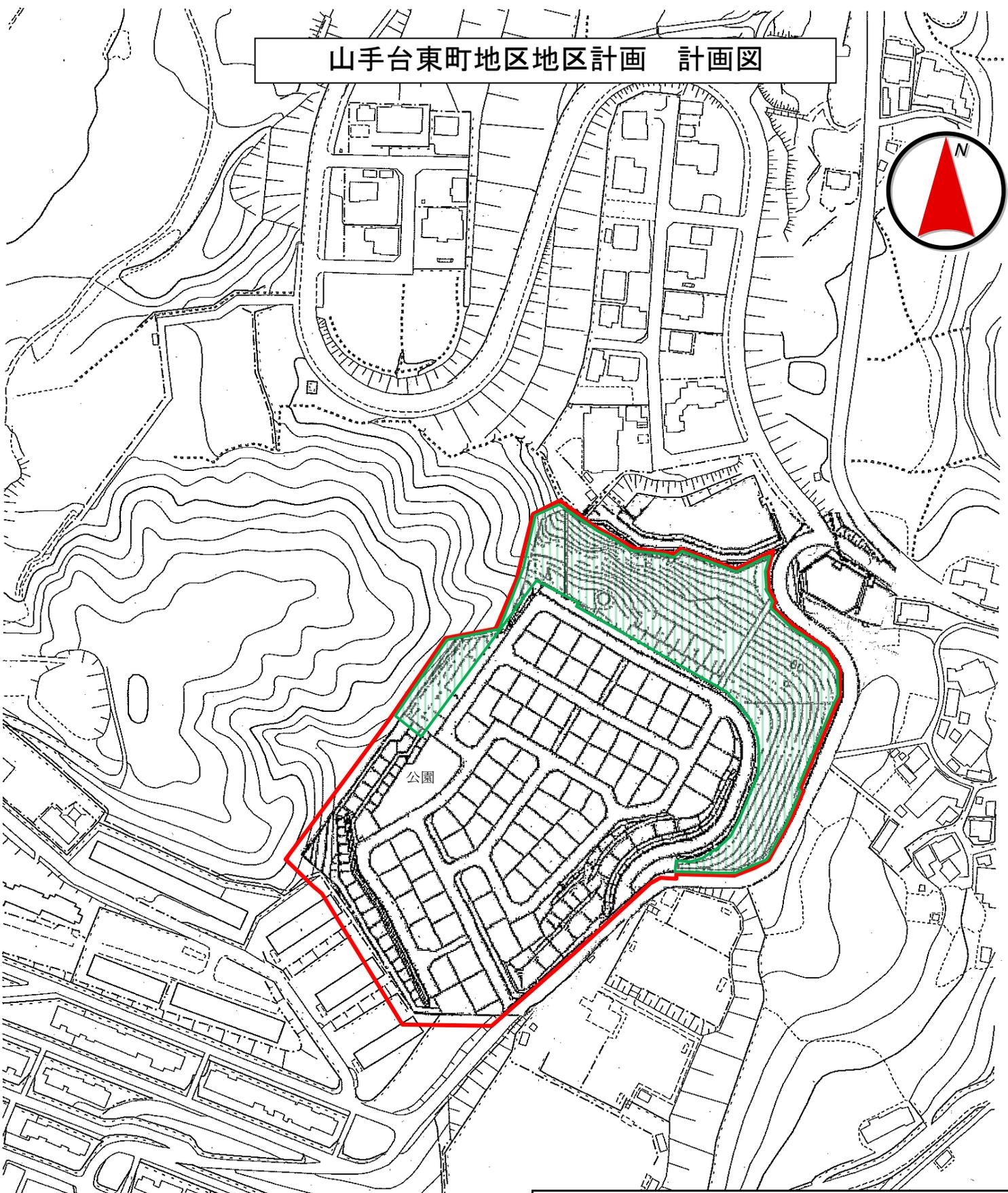
2. 地区整備計画

地区整備計画	地区施設の配置及び規模	緑地 面積 約1.1ha
	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 (1) 一戸建ての住宅 (2) 一戸建ての住宅で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、次に掲げる用途を兼ねるもの（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50㎡を超えるものを除く。） ア 事務所（建築基準法施行令（以下「政令」という。）第130条の3第1号に掲げるものに限る。） イ 日用品の販売を主たる目的とする店舗 ウ 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋 その他これらに類するサービス業を営む店舗 エ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 (3) 集会所（近隣住民の集会の用に供するものに限る。） (4) 診療所及び診療所兼用住宅（患者の収容施設があるものを除く。） (5) 前4号に附属する自動車車庫（政令第130条の5第1号から第3号までに掲げるものを除く。）
	建築物の容積率の最高限度	10分の10
	建築物の建ぺい率の最高限度	10分の5
	建築物の敷地面積の最低限度	150平方メートル
	建築物の高さの最高限度	9メートル、ただし軒高は7メートルとする。
壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離の最低限度は1メートルとする。ただし、政令第135条の21に掲げるものについては、この限りでない。	

「地区整備計画の区域及び地区施設の配置は計画図表示のとおり」

注) 当該計画は告示時点（平成26年10月31日（市告第314号））時点の法令に基づいています。令和元年10月25日以降、「建築基準法施行令第135条の21」とあるのは「建築基準法施行令第135条の22」とします。

山手台東町地区地区計画 計画図



凡 例

-  地区計画及び地区整備計画の区域
-  緑地（地区施設）

計 画 図

平成 2 1 年 度
北部大阪都市計画
地区計画の決定
(茨木市決定)

S=1/2, 500